

新	旧	備考
<p data-bbox="174 196 898 225">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p data-bbox="539 276 981 341">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00072 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="98 392 981 651">この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00016。以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p data-bbox="521 703 555 732">記</p> <p data-bbox="103 783 327 812"><b>1 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="125 820 311 849">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="125 858 981 963">(3) 「別表 国別引受基準」に適合しない貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="147 973 981 1038">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。</p> <p data-bbox="147 1048 981 1118">ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="170 1128 338 1157">①～② (略)</p> <p data-bbox="170 1166 981 1272">③ <u>起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2 に規定するものという。以下同じ。）から最終償還日までの期間（以下「償還期間」という。）が1年以内のもの</u></p> <p data-bbox="125 1281 226 1310">(4)～(7)</p> <p data-bbox="103 1361 304 1390"><b>2 国別引受制限</b></p> <p data-bbox="125 1399 981 1469">償還国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。なお、償還国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 償還国等の取扱い」による。</p>	<p data-bbox="1077 196 1800 225">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p data-bbox="1442 276 1883 341">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00072 沿革 <u>平成27年11月2日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="1005 392 1888 651">この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00016。以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p data-bbox="1424 703 1458 732">記</p> <p data-bbox="1010 783 1234 812"><b>1. 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="1032 820 1218 849">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1032 858 1888 963">(3) 「別表1 国別引受基準」に適合しない貸付契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p data-bbox="1055 973 1888 1038">なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす貸付契約に限るものとする。</p> <p data-bbox="1055 1048 1888 1118">ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="1077 1128 1245 1157">①～② (略)</p> <p data-bbox="1077 1166 1435 1195">③ 償還期間が1年以内のもの</p> <p data-bbox="1032 1281 1133 1310">(4)～(7)</p> <p data-bbox="1010 1361 1211 1390"><b>2. 国別引受制限</b></p> <p data-bbox="1032 1399 1888 1469">償還国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。なお、償還国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 償還国等の取扱い」による。</p>	

新	旧	備考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国が償還国（保証国がある場合には当該保証国）となる貸付契約のうち、同表の基準に適合しない貸付契約にあつては特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>ただし、貸付契約の保証国が償還国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は償還国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている場合の保険契約は、当該条件を適用する。</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成27年11月16日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成27年11月30日</u>から実施する。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国が償還国（保証国がある場合には当該保証国）となる貸付契約のうち、同表の基準に適合しない貸付契約にあつては特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>ただし、貸付契約の保証国が償還国以外の国の場合にあつては、「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の基準は償還国に替えて保証国とする。</p> <p>② 条件等</p> <p>「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている場合の保険契約は、当該条件を適用する。</p> <p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<u>平成27年11月2日</u>]</p> <p>この改正は、<u>平成27年11月10日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1 <u>  </u> (略)</p> <p>2 <u>  </u> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(備 考)</p> <p>1 <u>  </u> E/S : Each Shipment</p> <p>2 <u>  </u> M/S : Middle Shipment</p> <p>3 <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment</p> <p>4 <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p> <p>1. <u>  </u> (略)</p> <p>2. <u>  </u> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(備 考)</p> <p>1. <u>  </u> E/S : Each Shipment</p> <p>2. <u>  </u> M/S : Middle Shipment</p> <p>3. <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment</p> <p>4. <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance</p>	

新	旧	備考
5 <u>C/O</u> : Commissioning	5. <u>C/O</u> : Commissioning	
<p>[別紙2]</p> <p>償還国等の取扱い</p> <p>1 <u>貸付契約の償還国は、以下によるものとする。</u> ①～② (略)</p> <p>2 <u>貸付契約の保証国は、以下によるものとする。</u> 保証銀行の所在する国(保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>)</p>	<p>[別紙2]</p> <p>償還国等の取扱い</p> <p>1. <u>貸付契約の償還国は、以下によるものとする。</u> ①～② (略)</p> <p>2. <u>貸付契約の保証国は、以下によるものとする。</u> 保証銀行の所在する国。<u>ただし、保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u> <u>(注) 上記保証銀行が支店であって本店が異なる国に所在する場合は、当分の間支店の所在国を保証国とすることを妨げない。ただし、この場合にあつては当該本店の所在国に係るてん補事由による損失については、てん補しない。</u></p>	
<p>[別紙3]</p> <p>第三国一流銀行</p> <p>第三国一流銀行保証として取扱う銀行とは、次のものをいう。</p> <p>1 <u>本邦の銀行（銀行法（昭和56年法律第59号。以下「銀行法」という。）第2条第1項に規定する銀行。）</u></p> <p>2 <u>国カテゴリー表のA又はBの国カテゴリーに属する国又は地域（以下「適用国」という。）において、保証を行う銀行であつて、次の全ての条件を満たす銀行</u> ①～② (略)</p>	<p>[別紙3]</p> <p>第三国一流銀行</p> <p>第三国一流銀行保証として取扱う銀行とは、次のものをいう。</p> <p>1. <u>本邦の銀行（銀行法（昭和56年法律第59号。以下「銀行法」という。）第2条第1項に規定する銀行。）</u></p> <p>2. <u>「別表2 国カテゴリー表」のA又はBの国カテゴリーに属する国又は地域（以下「適用国」という。）において、保証を行う銀行であつて、次の全ての条件を満たす銀行</u> ①～② (略)</p>	

新	旧	備考																								
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が <u>15 億円以上</u> のものに限る。</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が <u>10 億円超</u> のものに限る。</p>																									
<p>[別紙5] (略)</p>	<p>[別紙5] (略)</p>																									
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準</p> <table border="1" data-bbox="98 855 949 963"> <thead> <tr> <th>国コード*</th> <th>国名</th> <th>契約等の金額の上限 (億円)</th> <th>償還期間の上限 (年)</th> <th>償還方法に係る条件</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「契約等の金額の上限」：一件当たりの貸付契約の金額の上限</p> <p>注1：以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行する I L Cにより一覽払いで決済される輸出契約等に係る貸付契約について保険契約を締結する。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行する I L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑪ (略)</p>	国コード*	国名	契約等の金額の上限 (億円)	償還期間の上限 (年)	償還方法に係る条件	その他の条件		(略)					<p>[別表1]</p> <p>国別引受基準</p> <table border="1" data-bbox="1003 855 1854 963"> <thead> <tr> <th>国コード*</th> <th>国名</th> <th>契約等の金額の上限 (億円)</th> <th><u>ユーザンス</u>の上限 (年)</th> <th>決済方法に係る条件</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「契約等の金額の上限」：一件当たりの貸付契約の金額の上限  <u>「ユーザンスの上限」：貸付契約における貸付金等の償還期間</u></p> <p>注1：以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行する I L Cにより一覽払いで決済される輸出契約等に係る貸付契約について保険契約を締結する。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行する I L Cについては、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑪ (略)</p>	国コード*	国名	契約等の金額の上限 (億円)	<u>ユーザンス</u> の上限 (年)	決済方法に係る条件	その他の条件		(略)					
国コード*	国名	契約等の金額の上限 (億円)	償還期間の上限 (年)	償還方法に係る条件	その他の条件																					
	(略)																									
国コード*	国名	契約等の金額の上限 (億円)	<u>ユーザンス</u> の上限 (年)	決済方法に係る条件	その他の条件																					
	(略)																									

新	旧	備考
注2 (略)	注2 (略)	
(削除)	<p><u>[別表2]</u></p> <p><u>国カテゴリー表 (略)</u></p>	